

上場会社の皆様へ

## インサイダー取引未然防止のための情報管理の徹底のお願い

皆様におかれましては、日ごろより、インサイダー取引の未然防止に努めていただいているところと存じます。

ご高承のとおり、東京証券取引所自主規制法人では、証券市場の公正性・信頼性を確保するため、金融商品取引法の規定に従い、株式会社東京証券取引所からの委託に基づき、東京証券取引所市場におけるインサイダー取引を含む不正取引の有無に関して売買状況の審査を行っております。

最近のインサイダー取引の摘発状況を見ますと、平成 17 年 4 月の課徴金制度の導入や、行政当局及び自主規制機関による市場監視体制が強化されていることもあり、証券取引等監視委員会による勧告の件数は増加しております。特に近時の傾向として、上場会社の役員や契約先等の「会社関係者」よりも、会社関係者からインサイダー情報の伝達を受けた「情報受領者」に対する課徴金勧告の件数が増えている状況が認められます。

会社関係者はもとより、情報受領者によるインサイダー取引は、まずもって行為者が厳しく断ぜられますが、上場会社としての情報管理体制をも問われ、ひいては会社の信用に関わることにもなりかねません。また、申すまでもなくインサイダー取引の未然防止として、情報管理の徹底に努めることは、市場の透明性・公正性確保の観点からも非常に重要なものであると考えられます。

上場会社の皆様におかれましては、自社の役職員に留まらず、重要事実に関わる会社関係者全てに対し、インサイダー取引防止に対する意識の浸透を図っていただきますとともに、改めて情報管理を徹底いただくようお願い申し上げます。

平成 24 年 4 月  
東京証券取引所自主規制法人  
売買審査部長 白橋弘安